

各指定障害福祉サービス事業者等 様  
(日中活動系サービス)

旭川市福祉保険部指導監査課長

日中活動系サービスに係るサービス提供についての留意点

平成28年1月28日に開催したサービス管理責任者向けの「集団指導」において、サービス提供における注意すべき点を周知したところですが、今年度の実地指導の結果等を踏まえ、その他注意すべき点を次のとおりお知らせしますので、適切に実施されるようお願いいたします。

なお、上記集団指導について、平成28年2月5日に「Q&A」を发出していますので、留意してください。

1 サービス提供時間について (1)

運営規程に定められている営業時間又はサービス提供時間(標準的なサービス提供時間)(以下「営業時間等」という。)がサービス提供の原則となるが、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用しても一カ所の事業所のみしか報酬の算定が出来ないため、実質的に利用者は通所サービスを1日1事業所しか利用出来なくなることを考慮し、運営規程に定める営業時間等については、短時間とにならないよう十分に配慮すること。

例えば、土曜日だけ営業時間等を4時間とするような運営規程の定めについても、前段の理由により、平日と同様の営業時間等とするよう十分に配慮していただきたい。

2 サービス提供時間について (2)

サービス提供は、運営規程に定められている営業時間等内に行われることとなるので、営業時間等以外にサービス提供を行うことがないよう留意すること。

3 事業所について

サービス提供は、利用者を事業所に通所させて、事業所内で行われるのが原則なので(施設外支援、施設外就労及び在宅において利用する場合の支援(以下「施設外支援等」という。)は除く。)、一時的又は季節的に使用する場所であっても、事業所とは別の場所でサービス提供を行う場合は、要件を確認の上、必ず従たる事業所又は出張所の届出が必要であることに留意すること。例えば、季節的に農地を借りる場合や一時的に倉庫を借りて支援にあたる場合は、届出が必要である。

なお、平成28年1月28日に開催したサービス管理責任者向けの「集団指導」で周知したとおり、施設外支援等を行う場合は、《就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発0402001号)》において定められている要件を満たさない場合、基本報酬の算定が出来ないことに留意すること。

4 賃金及び工賃について(就労継続支援A型及びB型)

基準条例において、「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金・工賃の水準を高めるよう努めなければならない」と規定されていることから、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金・工賃水準を高めしていく必要があることに留意すること。

特に就労継続支援A型事業者については、最低賃金の水準に留まることなく、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することにより、賃金水準を高めていくことが求められていることに留意すること。

5 就労支援事業における経費について

就労支援事業の経費のうち、「賃借料」とは、「製造・作業、或いは販売及び一般管理に直接必要な機械器具等の賃料をいう」ものであり、建物については設備基準において設けるべき「訓練・作業室」に該当するので、当該経費とすることが出来ないことに留意すること。

【問い合わせ先】

旭川市福祉保険部指導監査課(障害担当)

Tel : 0166-26-1111(内線5118, 5120)

E-mail : shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp

